**同好会用**

**○○○テニスサークル会則（案）**

（目的）

第1条 本会はテニスをとおして、会員相互の体力、技術の向上、スポーツマンシップの発揚を

期し、その親睦を目的とし、併せて川崎市テニス協会の活動に積極的な協力をする。

（名称）

第2条 本会は○○○テニスサークルと称する。略称は△△とする。

（※略称はドロー表記用です。団体名が長い場合等に設定してください）

（会員）

1. 本会はテニスを愛し、第1条の目的を正しく理解する会員で構成し、川崎市内に活動拠点を置く。

（加盟）

第4条 本会は川崎市テニス協会に同好会として加盟する。

（入会）

第5条 本会の会員となるには、幹部（代表、連絡責任者）の承認を得るものとする。

（除名）

第6条 本会の会員は、会則を守らない場合、会費の納入を怠ったとき、本会の対面を汚すよう

な行為があったときは、幹部の決議により除名する。

（役員）

第7条 本会を運営するために次の幹部を置く。

代表、連絡責任者

（役員の任期）

第8条 幹部の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

（総会）

第9条 総会は毎年1回以上開催する。

（会費）

第10条　本会の会費は別途定める。

（会計）

第11条　本会の会計は会費その他で充当し、会計年度は4月1日より翌年3月末日までとする。

（連絡責任者）

第12条 本会の運営のため、川崎市テニス協会との連絡責任者を置く。

（付則）

第13条 本会則は令和○○年○月○日から施行する。